

国住参建第 390 号
令和 7 年 4 月 18 日

各指定性能評価機関の長 殿

国土交通省住宅局
参事官（建築企画担当）
（公印省略）

**建築基準法第 37 条の規定に基づく大臣認定における低炭素型のコンクリートの取扱いについて
（通知）**

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、カーボンニュートラルに資する環境配慮型コンクリート等の新しい材料の開発が進められています。こうした現状を背景として、「規制改革推進に関する答申」（令和 5 年 6 月規制改革推進会議）において、環境配慮型コンクリートの社会実装に向けた環境整備のため、機動的で柔軟な規制となるよう各種見直しを行うこととされました。

これを受けて、国土交通省が設置した環境配慮型コンクリート対応検討委員会（委員長：野口貴文 東京大学大学院工学系研究科教授）において、環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について検討が行われ、報告書*「環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について、令和 6 年 8 月」（以下、単に「報告書」という。）が取りまとめられたところです。

今般、報告書において示された対応のうち以下の 2 点について、検証を行った結果、技術的な知見が得られたことから、下記のとおり通知します。

- ・ 指定建築材料としてのコンクリートに用いられるセメントについて、通念上のセメントでないものについても法第 37 条認定の対象とするよう、対象の整理・明確化のための解説等を行う。
- ・ RC 造基準への適合のチェックにおいて、普通コンクリートと材料・部材性能が同等と認められる場合には、現行の平成 12 年建設省告示第 1446 号の品質に関する技術的基準に適合しない材料であっても、特別な調査又は研究により適切な品質管理がなされるものについては、法第 37 条認定の取得を可能とするよう措置を講じるとともに、申請・評価が円滑に行われるよう、適切な品質管理を行うに当たっての具体的な考え方等について整理し、周知する。

*：「環境配慮型コンクリートを利用した建築物に関する規制の在り方について、令和 6 年 8 月」（環境配慮型コンクリート対応検討委員会）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001759043.pdf>

記

1. 法第 37 条大臣認定の対象とするコンクリート

ポルトランドセメント、混合セメント又はエコセメント（以下「ポルトランドセメント等」という。）を用いないもの、かつ、結合材（JIS A0203（コンクリート用語）-2019 に用語の定めのある結合材をいう。以下同じ。）、水、細骨材、粗骨材及び必要に応じて加える混和材料を構成材料としたものであって、下記に示す①及び②の要件を満たすもの（以下、「低炭素型のコンクリート」という。）については、コンクリートとして建築基準法第 37 条の規定に基づく大臣認定（以下「法第 37 条認定」という。）の対象とする。

- ① ポルトランドセメント等以外の水和物を生成する結合材を用いるもの
- ② コンクリートの法第 37 条認定を受けるにあたり、当該コンクリートが、耐久性等の確認、構造実験及び加熱実験により鉄筋コンクリート造基準を適用することが可能であるものとして、信頼できる第三者機関の「性能証明」等を受けているもの。この場合において、耐久性等の確認、構造実験及び加熱実験は、別添「低炭素型のコンクリートを用いた部材への鉄筋コンクリート造基準の適用可否の判断基準に関する基本方針，令和 7 年 4 月」（以下、単に「別添」という。）の 3 章から 5 章までに示す方法に従って判断されたものであること。

2. 材料告示第 3 柱書のただし書の規定に基づく性能評価

低炭素型のコンクリートに係る品質に関する技術的基準のうち、平成 12 年建設省告示第 1446 号第 3 第一号及び第三号に規定する技術的基準が別添の付録 1 に示す方法に従って定められている場合は、同告示第 3 柱書のただし書の規定に基づき、「特別な調査又は研究の結果に基づき、建築材料の品質が次の各号に掲げる技術的基準に適合するものと同等以上であると認められる場合」として取り扱って差し支えない。

なお、当面の間、性能評価申請を受理する前に、事前に国土交通省へ相談すること。

また、性能評価にあたって、第三者機関の「性能証明」等の前提条件や適用範囲等を適切に反映するよう留意すること。

以上